

## 食品ロスの削減の推進に関する法律について

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月31日に公布されました。

この法律は、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、本年11月30日までに、政令で定める日から施行されます。

「事業者・消費者の食品ロスの削減の取組」、「未利用食品等を提供するための活動」を国及び地方公共団体が支援・推進することが主な趣旨となっており、本市は引き続き、国、事業者、消費者等と連携して食品ロス削減を推進していきます。

### <法律の概要>

#### 1 国・地方公共団体等の責務

##### (1) 国の責務（第3条関係）

食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定・実施

##### (2) 地方公共団体の責務（第4条関係）

国及び他の地方公共団体と連携しつつ、その地域の特性に応じた施策を策定・実施

##### (3) 事業者の責務（第5条関係）

- ・食品ロスの削減に関する施策への協力
- ・食品ロス削減への積極的な取組実施

##### (4) 消費者の役割（第6条関係）

- ・食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深める。
- ・食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努める。

#### 2 市町村食品ロス削減推進計画（第13条関係）

市町村は、政府の定めた基本方針等を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努める。

#### 3 国及び地方公共団体の基本的施策

##### (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等（第14条関係）

消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深め、それぞれの立場での取組を促進するよう、啓発及び知識の普及等の施策を図る。

##### (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援（第15条関係）

食品関連事業者等の取組に対する支援に関し必要な施策を図る。

##### (3) 未利用食品等を提供するための活動の支援等（第19条関係）

未利用食品等まだ食べることができる食品を、食べ物を十分に入手できない者に提供するための活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携の強化や民間団体の活動支援等を図る。